

豊明市PPP／PFI手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 本規程は、本市における優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民や利用者に低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership) の略であり、市と民間が連携して、公共施設等の建設、維持管理、運営その他の公共サービスの提供を行う手法
- (2) PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略で、PPPの代表的な手法の一つであり、PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法
- (3) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号)
- (4) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- (5) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (6) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- (7) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- (8) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (9) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関

する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。

- (10) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に先立って優先的に検討すること。

(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 本規程の対象となるPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
- ア 公共施設等運営権方式
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ O (運営等Operate) 方式
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
- ア BTO方式 (建設Build-移転Transfer-運営等Operate)
 - イ BOT方式 (建設Build-運営等Operate-移転Transfer)
 - ウ BOO方式 (建設Build-所有Own-運営等Operate)
 - エ DBO方式 (設計Design-建設Build-運営等Operate)
 - オ RO方式 (改修Rehabilitate-運営等Operate)
 - カ ESCO (Energy Service Company)
- (3) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
- ア BT方式 (建設Build-移転Transfer) (民間建設買取方式)
 - イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)
- (4) その他公的不動産を利活用する手法
- ア 定期借地権方式

イ 公的所有床の活用

ウ 占用許可等の公的空間の利活用

(優先的検討の開始時期)

第4条 新たに公共施設整備事業を行うために基本構想、基本計画を策定する場合及び公共施設等の運営の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合、その他公共施設等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 豊明市公共施設等総合管理計画又は豊明市公共施設長寿命化計画の改定又は同計画に基づく豊明市公共施設適正配置計画又は個別施設計画の策定若しくは改定を行うとき。
- (2) 経営戦略の策定又は改定を行うとき。
- (3) 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定を行うとき。
- (4) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき。
- (5) 公共施設等の集約化または複合化等を検討するとき。

(優先的検討の対象とする事業)

第5条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討規程の対象とする。

- (1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準等を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が1億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が3,000万円以上の公共施設整備事業（運営等を行うものに限る。）
 - ウ その他優先的検討を行う必要があると判断した公共施設整備事業

(優先的検討の対象とする事業の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

業

- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
(適切なPPP/PFI手法の選択)

第7条 市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条に規定する簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）又は第9条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定できるものとする。

- (1) 指定管理者制度 詳細な検討の省略
- (2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
- (3) 民間事業者からのPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
- (4) その他市長が省略可能であると認めるとき 簡易な検討又は詳細な検討の省略
(簡易な検討)

第8条 市は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間であって、次に掲げる方法により、採用手法の適否を評価するものとする。

- (1) PPP/PFI手法定量評価調書（別記様式）により、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）の比較を行う評価
ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入
- キ 税金その他採用手法導入に係る経費

(2) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

2 市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により前項に掲げる方法での評価が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、類似事例の調査を踏まえた評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(詳細な検討)

第9条 市は、簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用することにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 市は、第8条第1項に規定する評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法の導入をしないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI手法定量評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 市は、第8条第2項に規定する客観的な評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

- (1) PPP／PFI手法の導入をしないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - (2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期
- 3 市は、詳細な検討の結果、PPP／PFI手法を導入しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。
- (1) PPP／PFI手法の導入をしないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - (2) PPP／PFI手法定量評価調書の内容（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

PPP／PFI手法定量評価調書

	従来型手法 (市が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP／PFI 手法)
整備等（運営等を 除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		